

社会福祉施設等の長 様

新潟県福祉保健部長

社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について（通知）

社会福祉施設等における入所者等の安全と安心の確保については、日頃からご配慮いただいているところですが、昨年度、県内でも高齢者福祉施設等での感染症による入所者の死亡事例があり、その発生予防とまん延防止が重要な課題となっております。

このことを踏まえ、県では、別紙1のとおり、社会福祉施設等への感染症及び食中毒に関する注意喚起及び助言・指導等を一体的に行うための体制整備を図るとともに、今冬の感染症及び食中毒の予防対策を強化するため、新たに「ノロウイルスによる食中毒・感染性胃腸炎情報」を提供することとしました。

つきましては、下記1により情報把握に努めるとともに、同2及び3により発生時には迅速・適切に対応し、感染症・食中毒対策に万全を期されるようお願いいたします。

なお、県地域機関及び新潟市に対しても、別紙写しのとおり通知（依頼）してありますので申し添えます。

記

1 県からの情報提供

次の情報を県のホームページに掲載（毎週更新）するので、可能な限り定期的に確認してください。

なお、県ホームページで確認できない施設は、所管の保健所に連絡の上、情報を入手してください。

- (1) 感染症情報（週報速報版）
- (2) ノロウイルスによる食中毒・感染性胃腸炎情報

※県ホームページから上記情報へのアクセス方法

新潟県ホームページ（トップ）>健康・福祉>健康・医療・衛生>感染症対策

※（2）については12月26日（月）以降、県ホームページに掲載予定です。第1号の案を参考送付します。（別紙2）

2 感染症又は食中毒（疑いを含む）発生時の県（新潟市）への相談等

(1) 感染症又は食中毒が疑われる状況が生じた時は、下記3による報告基準（別紙1に記載）に該当する以前の段階でも、必ず所管の県地域振興局健康福祉（環境）部又は健康福祉（環境）事務所（新潟市内所在の社会福祉施設等は新潟市）に、速やかに電話又はFAX（様式任意）により感染症又は食中毒が発生した旨の一報を入れてください。

(2) その際、保健所に相談、助言又は指導を求めること。

3 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

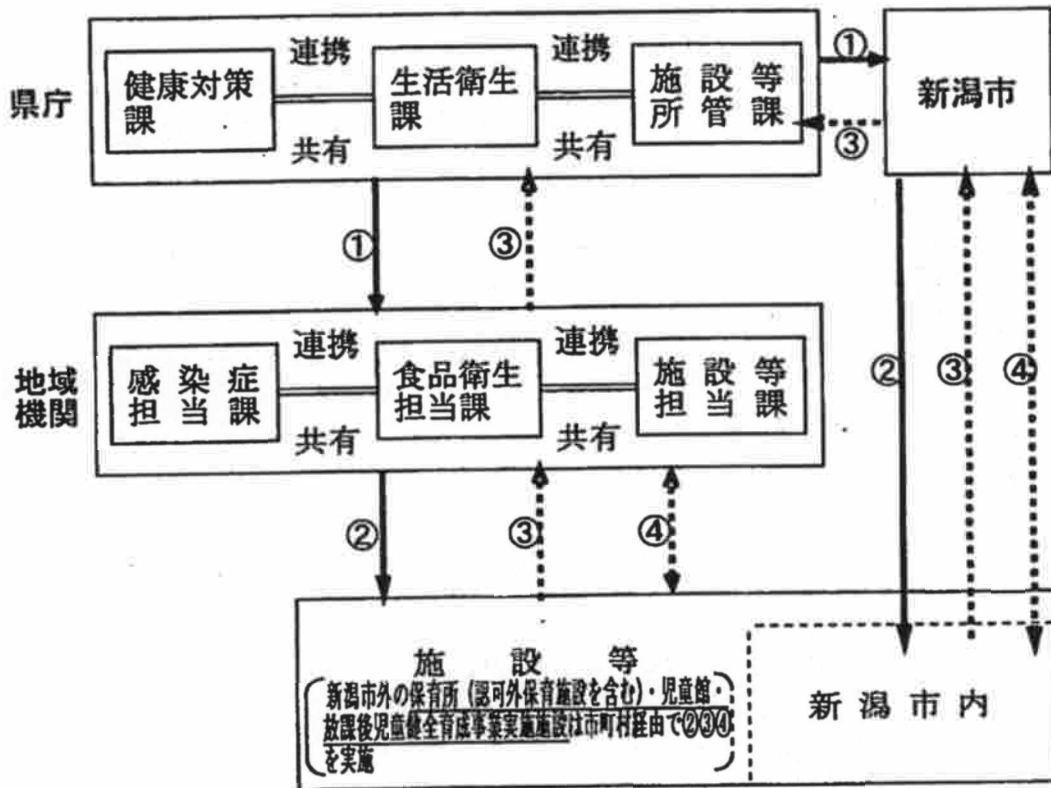
平成17年3月10日付け福第1866号新潟県福祉保健部長通知（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知）による報告についても、別途、漏れのないように行ってください。

電話：県庁代表：025-285-5511
担当：福祉保健課／地域福祉係 前田（内線2626）
 " ／保護係 飯塚（内線2629）
 高齢福祉保健課／施設福祉係 関本、寺澤（内線2537）
 健康対策課／感染症対策係 高畑（内線2654）
 " ／精神保健福祉係 飯沼（内線2660）
 生活衛生課／食品衛生係 高城（内線2674）
 障害福祉課／育成係 小林（内線2686）
 児童家庭課／少子化対策・保育係 山田（内線2514）

《この通知は、発信元の福祉保健課地域福祉係から各所管課を通じ発送しています。》

別紙 1

社会福祉施設等への感染症・食中毒に関する注意喚起
及び助言・指導 フロー図



→ 注意喚起
--- 発生時の対応

- ① 「感染症情報（週報速報版）」、「ノロウイルスによる食中毒・感染性胃腸炎情報」
- ② 地域の状況に応じて必要な情報
- ③ 感染症（食中毒）発生報告、インフルエンザ発生報告
- ④ 助言・指導、保健所としての対応

◎重要!◎

感染症又は食中毒が疑われる状況が発生したら、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、必ず本フロー図の③のとおり速やかに報告を行うこと。

【報告基準】

平成17年3月10日付け福第1866号新潟県福祉保健部長通知（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知）による報告基準

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合